

長島町 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

計 画 素 案

令和3年2月



※このページは白紙です

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 近年の障害者を取り巻く制度改正の動き(国)	2
3 関連計画との関係	3
4 計画の期間	3
5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要	4
(1)趣旨	4
(2)計画の基本的理念	4
(3)成果目標	6
(4)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概略	9
6 計画の策定体制	10
(1)長島町障害福祉計画策定委員会	10
(2)アンケート調査	10
(3)パブリックコメント	10

第2章 長島町における障害者の現状

1 障害者数の推移	13
(1)全体(身体・知的・精神)	13
(2)身体障害者手帳所持者	14
(3)療育手帳所持者	15
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者	16
(5)障害福祉サービスの状況	17
(6)障害児の保育・教育状況	18
(7)長島町(役場)における障害者雇用の状況	19
2 アンケート調査結果	20
(1)調査概要	20
(2)主な介護者の健康状態について	21
(3)施設入所者・病院入院者の地域生活への移行希望	22
(4)外出について	23
(5)就労について	24
(6)権利擁護について	25
(7)災害時について	26
(8)障害福祉サービス等の利用状況・利用予定について	27

第3章 成果目標の設定

1 成果目標の設定	31
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	31
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(鹿児島県)	32
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	32
(4)福祉施設から一般就労への移行等	33

(5)障害児支援の提供体制の整備等	34
(6)相談支援体制の充実・強化等	35
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	35
2 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における指定障害福祉サービス等の実績 ...	36
(1)訪問系サービス	36
(2)日中活動系サービス	36
(3)居住系サービス	36
(4)相談支援	37
(5)障害児通所支援	37
(6)障害児相談支援	37
(7)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	37
3 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における各サービス等の見込量(活動指標)	38
(1)訪問系サービス	39
(2)日中活動系サービス	39
(3)居住系サービス	40
(4)相談支援	41
(5)障害児通所支援	41
(6)障害児相談支援	42
(7)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	42
(8)発達障害者に対する支援	43
(9)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	43
(10)相談支援体制の充実・強化のための取組	43
(11)障害福祉サービスの質を向上させるための取組	43
(12)地域生活支援事業	44

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の周知	51
2 計画の推進体制の確立	51
3 国・県及び近隣市町との連携	51
4 計画の評価・検討	52

資料編

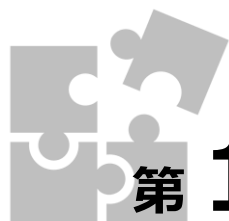
長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱	55
令和2年度長島町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針	57
用語解説	59



第 1 章 計画の概要

第 1 章 計画の概要

※このページは白紙です



第 1 章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

これまで国においては、平成 18（2006）年 12 月に国連本部において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21（2009）年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを機に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）等の国内法が整備されました。

このような中、本町においては、障害者基本法を根拠法として 6 年を 1 期とする「長島町障害者計画」、障害者総合支援法を根拠法として、3 年毎に策定する「長島町障害福祉計画」及び児童福祉法を根拠法とする「長島町障害児福祉計画」により計画的な障害者施策の推進を行ってきました。

このたび、令和 2（2020）年度に「第 5 期長島町障害福祉計画及び第 1 期長島町障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年の障害者制度改革を踏まえ、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、だれもが同じ地域の一員として共に生きる「地域共生社会」の実現に向け、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 か年を計画期間として策定するものです。

図表：計画名・根拠法及び主な策定事項

計画名	根拠法及び主な策定事項
障害福祉計画	根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条
	（市町村障害福祉計画） ○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
障害児福祉計画	根拠法 児童福祉法第 33 条の 20
	（市町村障害児福祉計画） ○ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等 ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

2 近年の障害者を取り巻く制度改革の動き（国）

障害者自立支援法施行以降の主な国の動きは以下のとおりです。

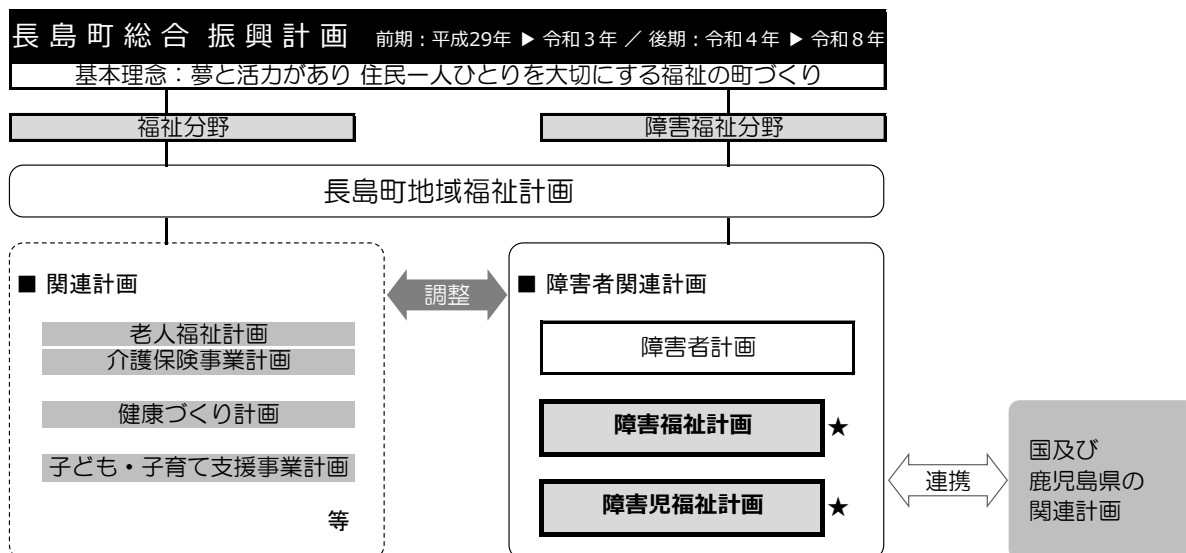
図表：近年の障害者を取り巻く制度改革の動き（国）

年	主な制度・法律	主な内容
平成 25 年 (2013)	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	- 共生社会実現等の基本理念の制定 - 障害者の範囲見直し（難病等を追加）
平成 26 年 (2014)	障害者権利条約の批准	障害のある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成 18（2006）年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成 27 年 (2015)	難病法の施行	医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成 28 年 (2016)	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年 4 月施行	- 雇用の分野における差別的取扱いの禁止，合理的配慮の提供の義務化 - 法定雇用率の算定基礎に精神に障害のある人を追加
	成年後見制度利用促進法の施行	- 成年後見制度利用促進基本計画の策定 - 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法の施行	- 発達障害者支援地域協議会の設置（県） - 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30 年 (2018)	【改正】障害者総合支援法及び 児童福祉法の施行	- 障害のある人の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 - サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
平成 31 年 ／令和元年 (2019)	障害者文化芸術推進計画策定	- 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進 - 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 - 地域における障害のある人の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	【改正】障害者雇用促進法 ※令和 2 年 4 月施行	- 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） - 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

3 関連計画との関係

本町の上位計画である「長島町総合振興計画」（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）における障害福祉分野の部門別計画として位置づけられます。保健福祉分野の各計画と整合・調整を図りながら策定しています。

図表：関連計画との関係



4 計画の期間

「第6期長島町障害福祉計画及び第2期長島町障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とします。

図表：計画の期間

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	
長島町総合振興計画										
第2次計画（前期）				第2次計画（後期）					…	
長島町地域福祉計画										
現行計画							次期計画			…
障害者計画										
現行計画期間（6年間）						次期計画期間				
障害福祉計画		第5期		第6期			第7期		…	
障害児福祉計画		第1期		第2期			第3期		…	
		見直し								

5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

(1) 趣旨

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定するに当たっては、基本指針を踏まえる必要があります。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という）

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

(2) 計画の基本的理念

これまでの基本理念（①～⑤）に加え、⑥障害福祉人材の確保と、⑦障害者の社会参加を支える取組が追記されました。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

- 障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村が実施主体となる
- 障害福祉サービスの充実を図り、地域によるサービスの偏りを防ぐ

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える
- 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるサービスの提供等、地域社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進める

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- 地域ごとの特色を活かし、包括的な支援体制の構築に取り組む

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

- 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る
- 障害児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る
- 全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する

⑥ 障害福祉人材の確保 **新**

- 専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携を推進する
- 障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な発信をする
- 関係者が協力して取り組む

⑦ 障害者の社会参加を支える取組 **新**

- 障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る

(3) 成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針（国）

- 令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

- 📎 施設入所者の6%以上（前期9%以上）が地域移行する目標と、施設入所者の定員を1.6%以上（前期2%以上）削減する目標が設定されました。

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針（国）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- 令和5年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。

- 📎 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること、入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上（前期84%以上）、1年時点の退院率を92%以上（前期90%以上）という目標が設定されました。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本指針（国）

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

- 📎 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが目標として設定されました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針（国）

- 令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

- 📎 福祉施設利用者のうち一般就労する者を令和元年度の就労者数の 1.27 倍以上（前期 1.5 倍以上）とすることとし、就労移行支援事業については 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すという目標が設定されました。
- 📎 また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすること、という目標が新たに設定されました。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針（国）

- 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。
- 令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和 5 年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- 令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- 令和 5 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

- 📎 前期に引き続き児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置すること、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援する事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保すること、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることという目標が設定されました。
- 📎 また、各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することという目標が新たに設定されました。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等 **新**

基本指針（国）

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保するという目標が新たに設定されました。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新**

基本指針（国）

- 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

 各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築するという目標が新たに設定されました。

⑧ その他

その他の検討項目として以下の項目等が挙げられています。

- 障害者虐待の防止
- 意思決定支援の促進
- 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- 依存症対策の推進
- 発達障害者支援の一層の充実

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概略

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービスの質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に
(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービスの質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

※令和2年厚労省告示第213号から抜粋

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障害者の実態と、今後の日常生活や障害福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、有識者や住民代表から構成される「長島町障害福祉計画策定委員会」において、アンケート調査、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

(1) 長島町障害福祉計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「長島町障害福祉計画策定委員会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

図表：令和2年度 長島町障害福祉計画策定委員会

会期・日程	主な協議内容
第1回／令和2年 12月16日(水)	○ 計画の概要について ○ 今後のスケジュールについて ○ 長島町の障害者の現状について ○ アンケート調査結果について
第2回／令和3年 1月27日(水)	○ 成果目標について ○ 計画素案について

(2) アンケート調査

本計画策定の基礎資料とするため、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。主な調査結果については後述します。

(3) パブリックコメント

計画案に対し、町民の方々の意見を聞くために閲覧の機会を設け、意見を公募しました。実施概要は以下のとおりです。

図表：パブリックコメント実施概要

募集期間	令和3年2月5日(金)～2月19日(金)
募集対象	長島町民の方
意見提出方法	原則として、別添の意見用紙を用い、住所・氏名・電話番号・意見を記入し、直接窓口に出るか郵送・FAX・メールで提出。
その他	長島町役場鷹巣庁舎1階ロビー、指江庁舎1階ロビーにおいて計画案の閲覧を可能とするとともに、町ホームページにおいても意見の募集を行いました。



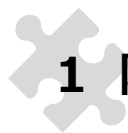
第 2 章 長島町における障害者の現状

第2章 長島町における障害者の現状

※このページは白紙です



第2章 長島町における障害者の現状



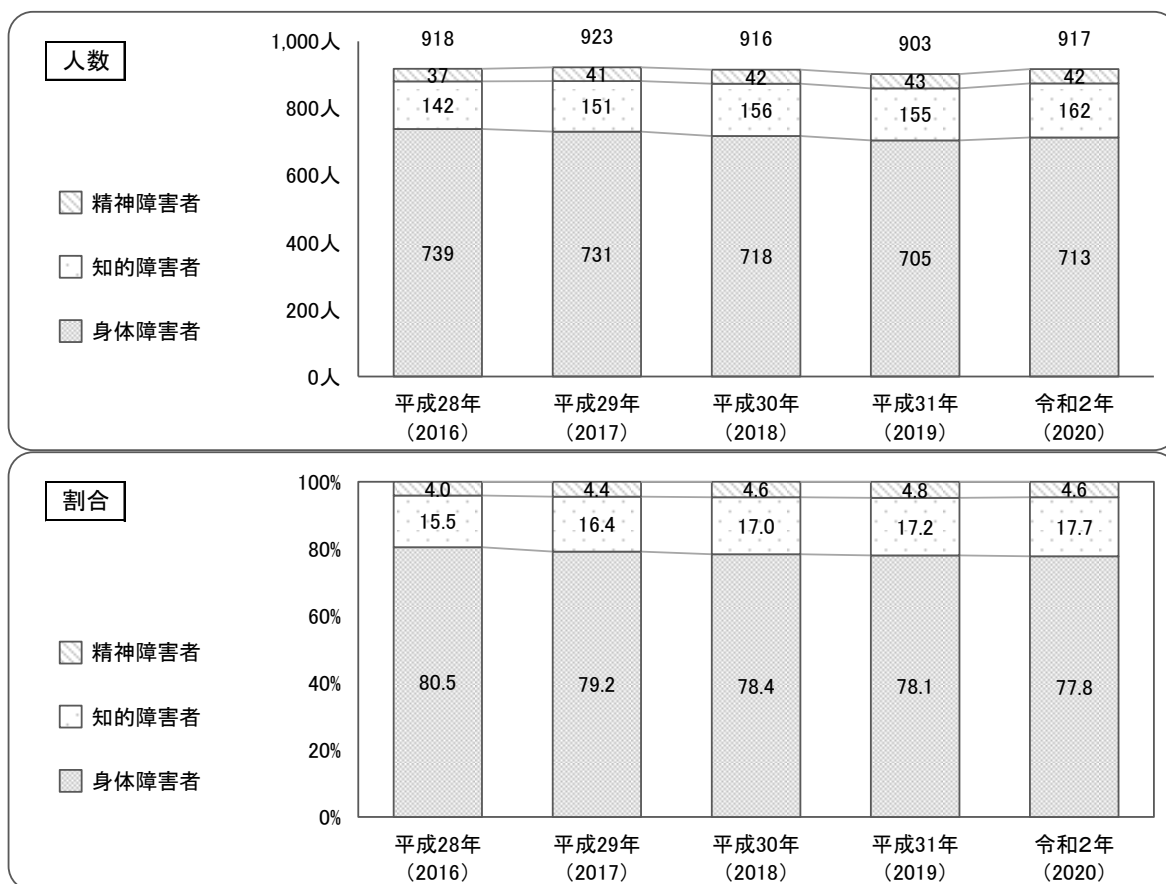
1 障害者数の推移

(1) 全体（身体・知的・精神）

本町の障害児及び障害者は、令和2年4月1日現在で 917 人となっており、平成 28 年以降横ばい傾向で推移しています。

割合をみると、身体障害者は下降傾向、知的障害者は上昇傾向、精神障害者は横ばい傾向にあります。

図表：障害者数の状況(全体)



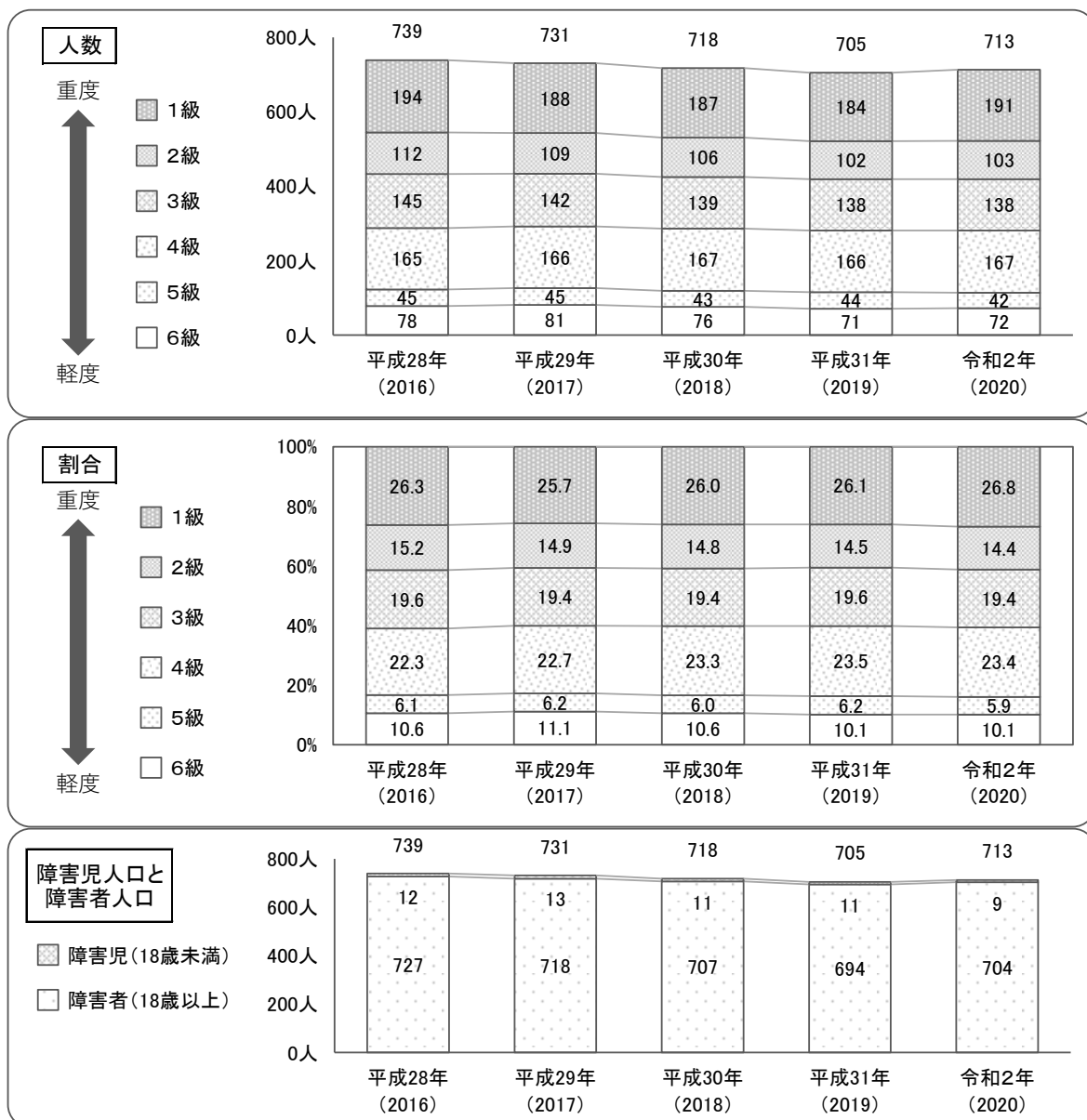
[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は横ばい傾向にあります。令和2年における等級区分別の構成比をみると、重度者である1級及び2級の割合が全体の4割を占めています。

また、障害児及び障害者の区分でみると、障害児（18歳未満）、障害者（18歳以上）ともに横ばい傾向にあります。

図表：身体障害者手帳所持者の状況



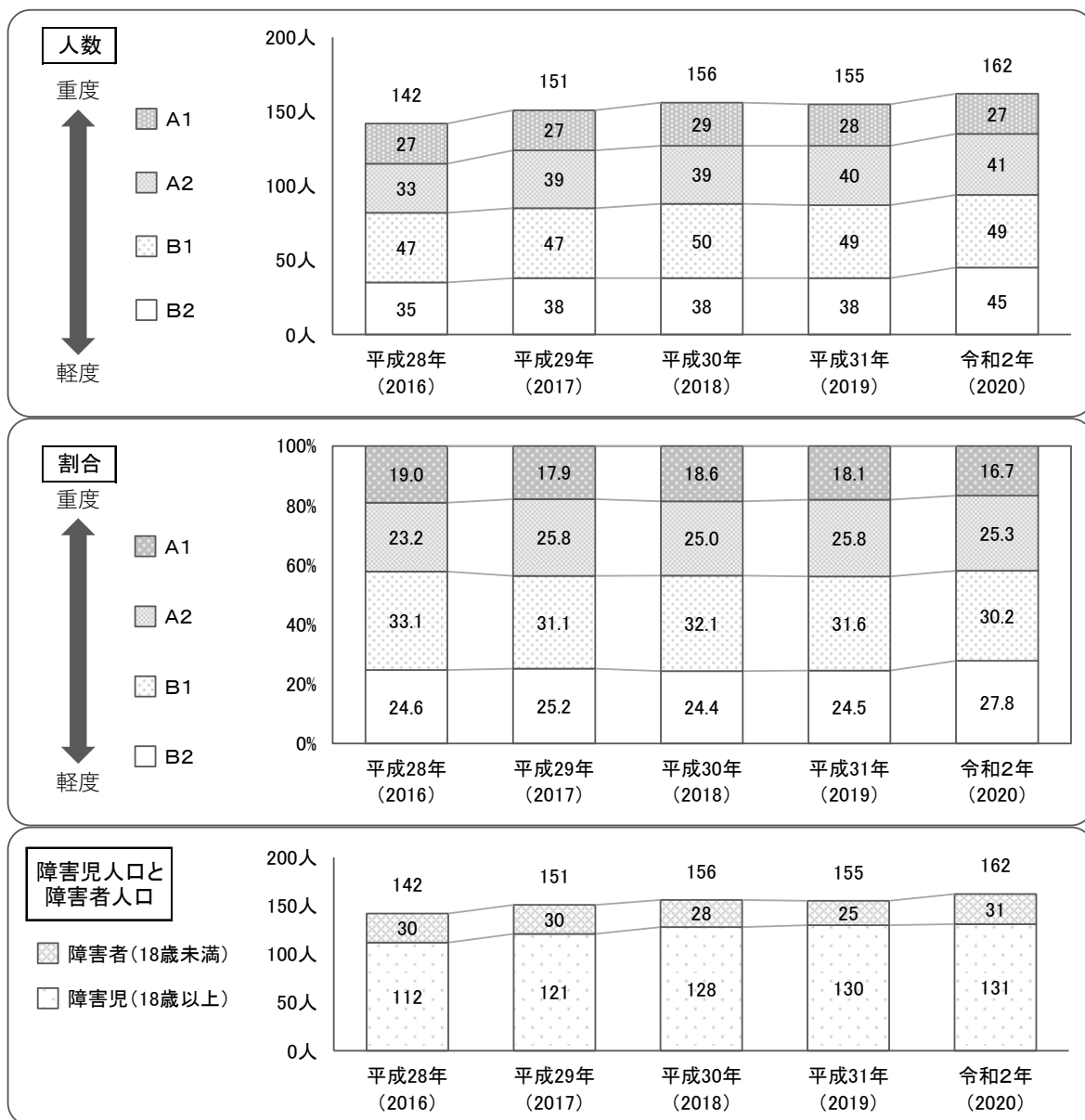
[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

(3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者は増加傾向にあります。令和2年における等級区分別の構成比をみると、軽度であるB2の割合が上昇傾向にあります。

また、障害児及び障害者の区分でみると、障害児（18歳未満）、障害者（18歳以上）ともに増加傾向にあります。

図表：療育手帳所持者の状況



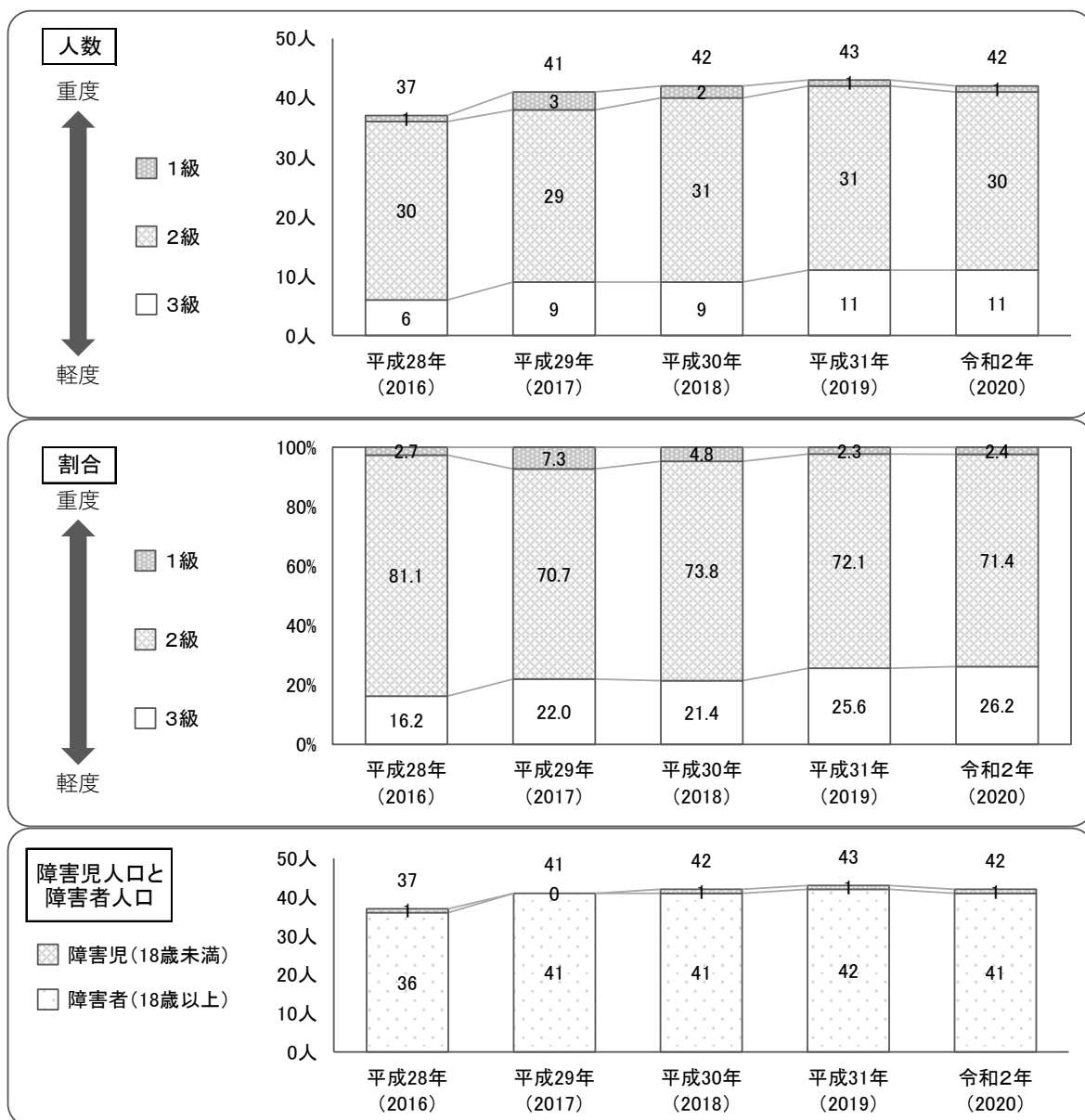
[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばい傾向にあります。令和2年における等級区分別の構成比をみると、中度者である2級の割合が全体の約7割を占めています。

また、障害児及び障害者の区分でみると、障害児（18歳未満）、障害者（18歳以上）ともに横ばい傾向にあります。

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

(5) 障害福祉サービスの状況

① 重度心身障害者医療費

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
受給者数(人)	222	200	201	187	190
助成件数(件)	4,065	3,909	4,091	3,790	3,715
支出額(円)	15,849,486	14,667,862	16,026,623	15,289,775	14,216,231

[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

② 特別障害者手当等

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
受給者数(人)	308	307	283	256	257
支出額(円)	6,571,640	6,638,630	6,096,130	5,540,480	5,864,220

[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

③ 地域生活支援事業

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
相談支援事業(円)	2,605,000	2,605,000	2,618,000	2,621,000	2,627,000
意思疎通支援事業(円)	69,250	111,340	97,533	67,858	79,463
通訳者報酬	52,900	64,000	38,000	34,000	38,000
通訳者費用弁償	8,350	36,340	52,033	25,858	32,963
通訳者委託料	8,000	11,000	7,500	8,000	8,500
日常生活用具 (件)	297	348	331	338	349
(支出額)	2,972,796	2,734,114	2,895,288	3,055,740	3,459,928
地域活動支援センター(円)	1,240,000	1,240,000	1,246,000	1,248,000	1,251,000
日中一時支援 (利用者)	15	17	13	10	7
(延べ利用回数)	1,261	1,206	679	445	234
(支出額)	3,112,389	3,148,923	1,681,363	870,400	1,051,992
奉仕員養成研修事業(円)	227,864	224,030	223,176	217,400	198,048

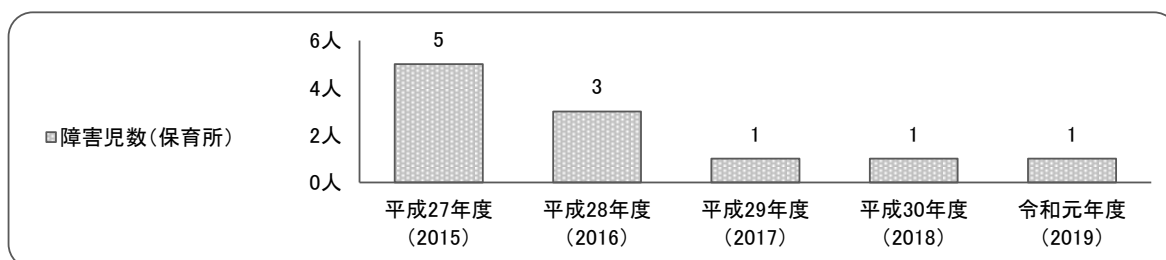
[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

(6) 障害児の保育・教育状況

① 認定こども園・保育所等における障害児数の状況

町内の障害児を受け入れ可能な保育所等における障害児数は平成29年以降横ばい傾向にあり、1人で推移しています。令和元年度現在、町内の保育所7か所中、全ての保育所で障害児の受け入れが可能です。

図表：認定こども園・保育所等における障害児の状況

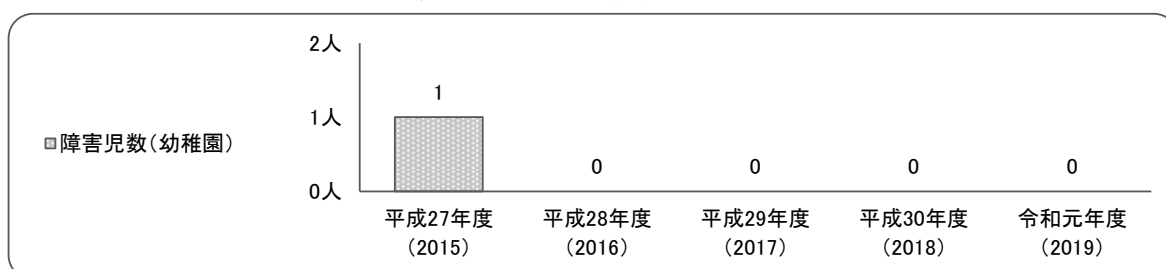


[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

② 幼稚園における障害児数の状況

町内の幼稚園に通園する障害児は令和元年度現在で0人です。町内の幼稚園2か所中、全ての幼稚園で障害児の受け入れが可能です。

図表：幼稚園における障害児の状況

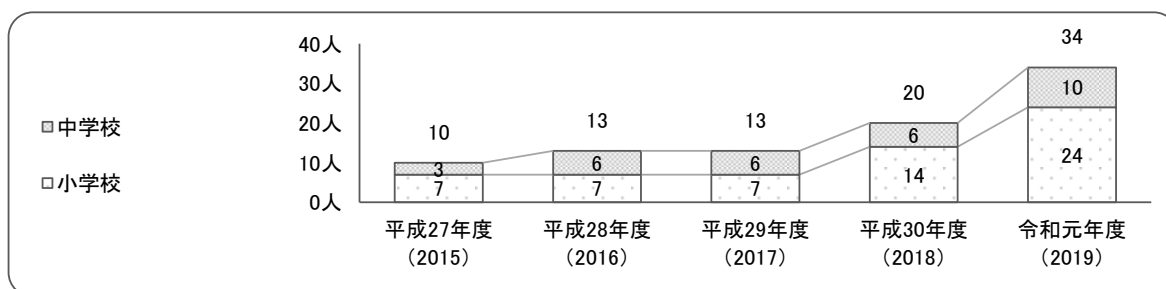


[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

③ 特別支援学級児童数の状況

特別支援学級に通う児童生徒数の推移をみると、令和元年度時点で34人となっており、年々増加傾向にあります。

図表：特別支援学級児童数の状況



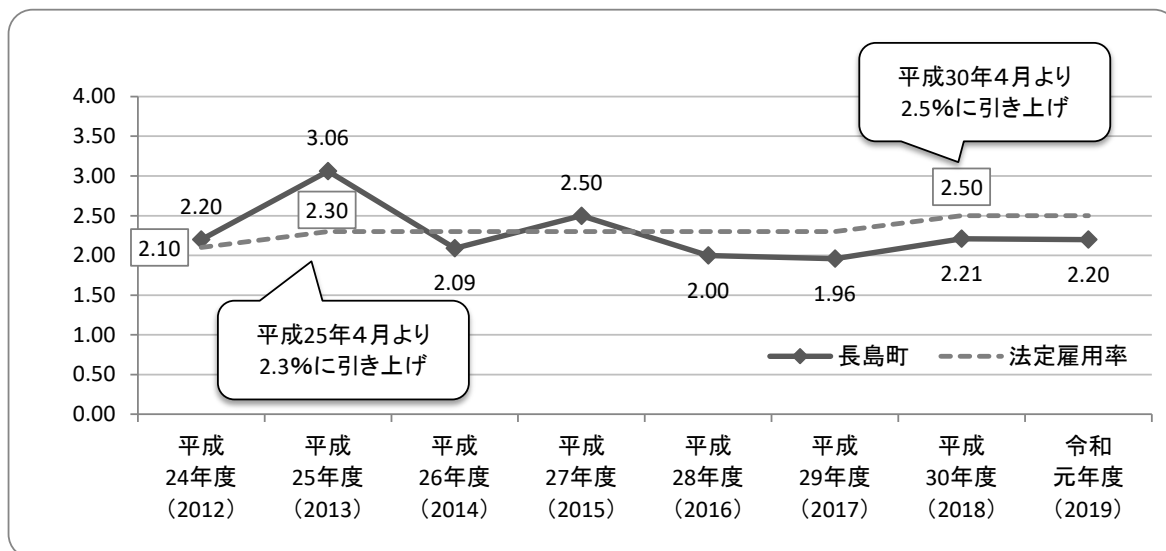
[出典]教育委員会(各年年度末現在)

(7) 長島町（役場）における障害者雇用の状況

長島町における障害者雇用の状況をみると、平成28年以降、法定雇用率を下回る状況が続いています。

令和3年3月に障害者活躍推進計画を策定し、また障害者職業生活相談員等を活用しながら、毎年の任免状況通報による把握を促し、進捗管理を継続します。

図表：長島町における障害者雇用率の推移



[出典]鹿児島労働局(各年6月1日現在)

図表：障害者の法定雇用率引き上げ

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	令和3年3月以降
民間企業	2.2% ⇒	<u>2.3%</u>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<u>2.6%</u>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<u>2.5%</u>

[出典]厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります」

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

- ① 調査地域 長島町全域
- ② 調査対象 長島町内に居住する各種手帳所持者及び精神通院医療利用者（70 歳以下）、障害児通所事業利用者（保護者）420 人（令和 2 年 4 月現在）
- ③ 調査期間 令和 2 年 9 月～10 月
- ④ 調査方法 民生委員・児童委員による配布及び回収、一部郵送調査
- ⑤ 回収状況

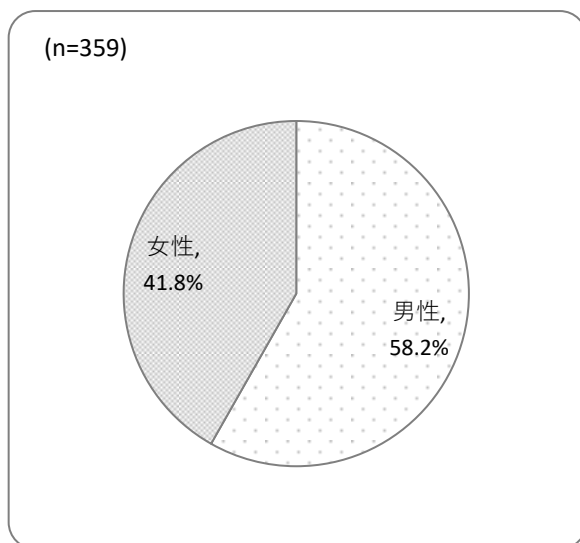
配布数	回収数	回収率	無効回答数	有効回答率
420	366	87.1%	2	99.5%

⑥ 本項を読むにあたっての注意点

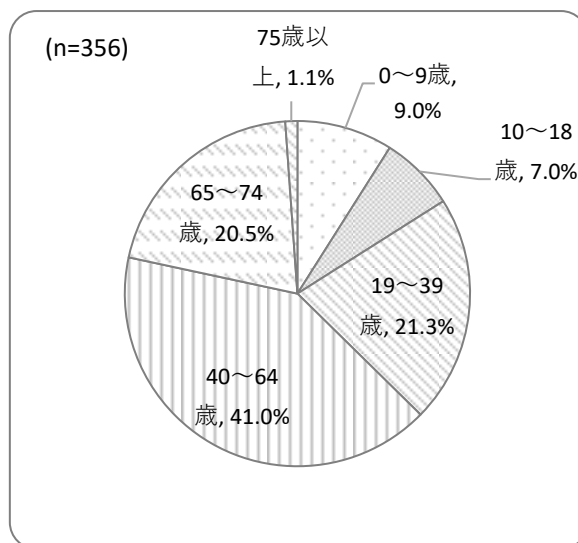
- グラフ内の「n」は、設問に対する無回答（不明）を含む集計対象総数であり、割合算出の基準です。
- 一人の回答者が 2 つ以上の回答（複数回答）をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計が 100%を超える場合があります。
- 無回答を除外して集計しています。
- レイアウトの都合上、グラフ内での選択肢を省略している場合や、選択肢を統合し再集計を行っている場合があります。
- グラフ内、「発達」は発達障害、「高次」は高次脳機能障害を指します。

⑦ 回答者の基本属性

ア 性別



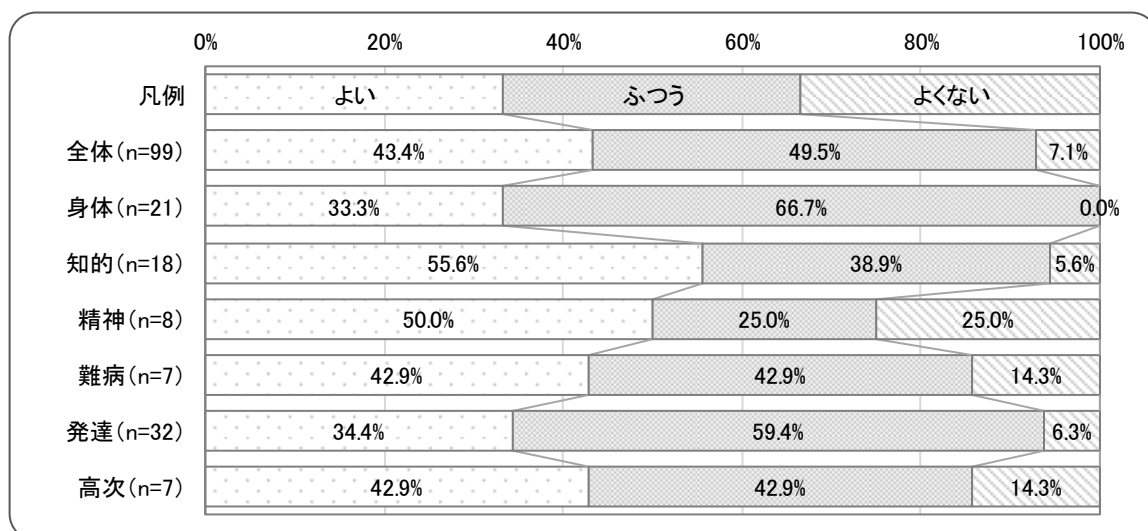
イ 年齢



※単数回答／記入式回答

(2) 主な介護者の健康状態について

主な介護者の健康状態をみると、全体では「よい」が 43.4%, 「ふつう」が 49.5%, 「よくない」が 7.1%となっています。「よくない」とする割合を障害種別にみると、精神障害が 25.0%で最も高くなっています。

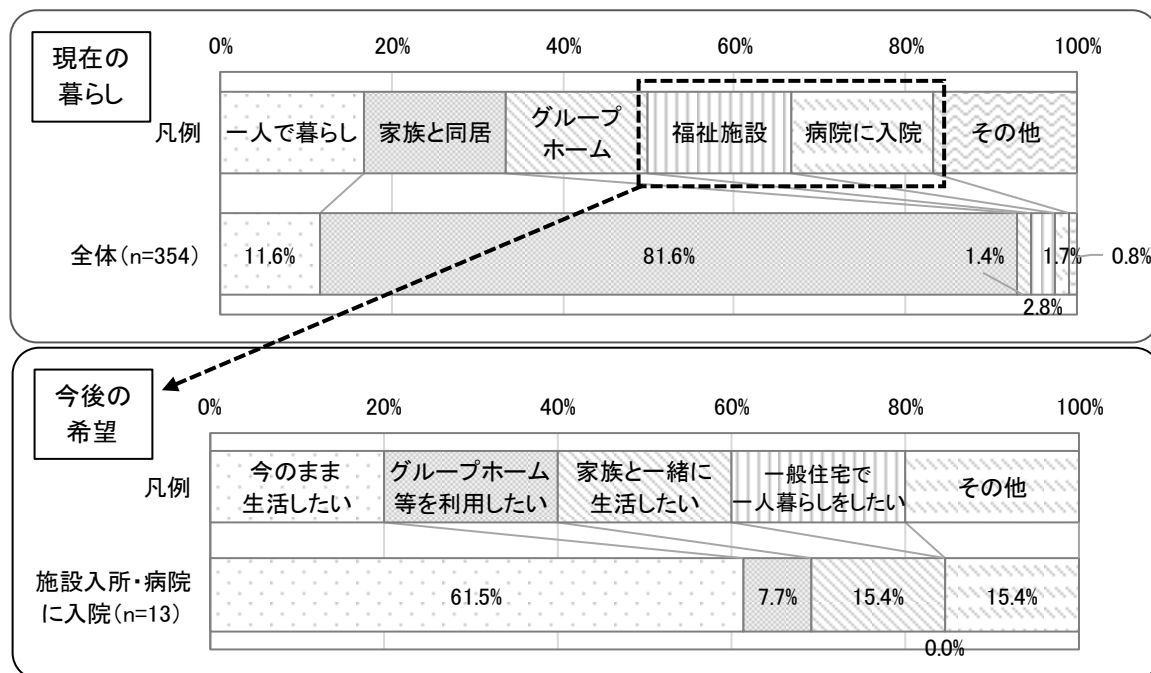


※単数回答

(3) 施設入所者・病院入院者の地域生活への移行希望

① 将来希望する生活場所

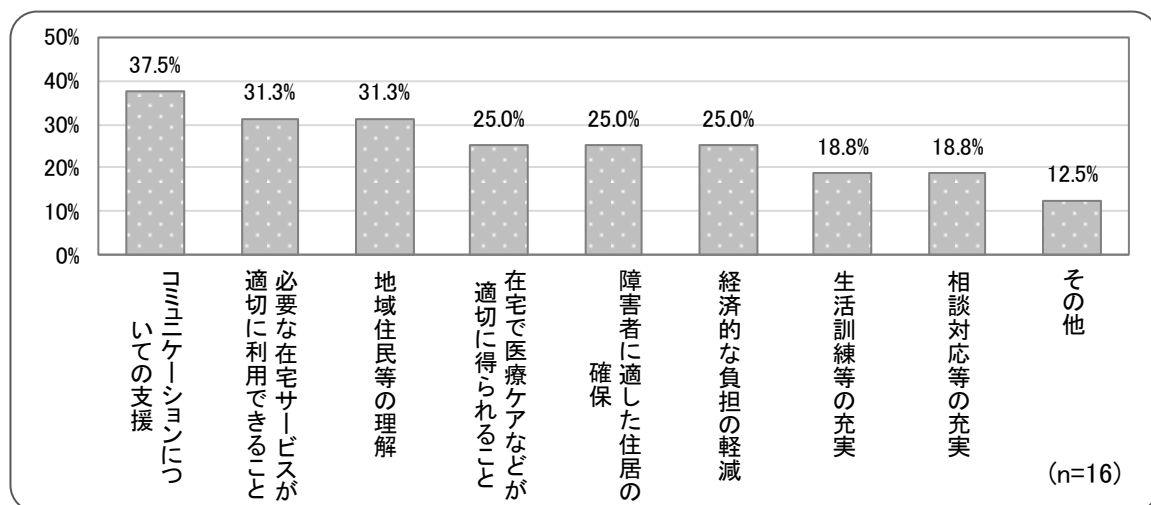
福祉施設の入所者や、病院に入院している人の今後希望する生活場所についてみると、「今のまま生活したい」とする割合が61.5%で最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」及び「その他」がともに15.4%となっています。



※単数回答

② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「コミュニケーションについての支援」とする割合が37.5%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」及び「地域住民等の理解」がともに31.3%となっています。

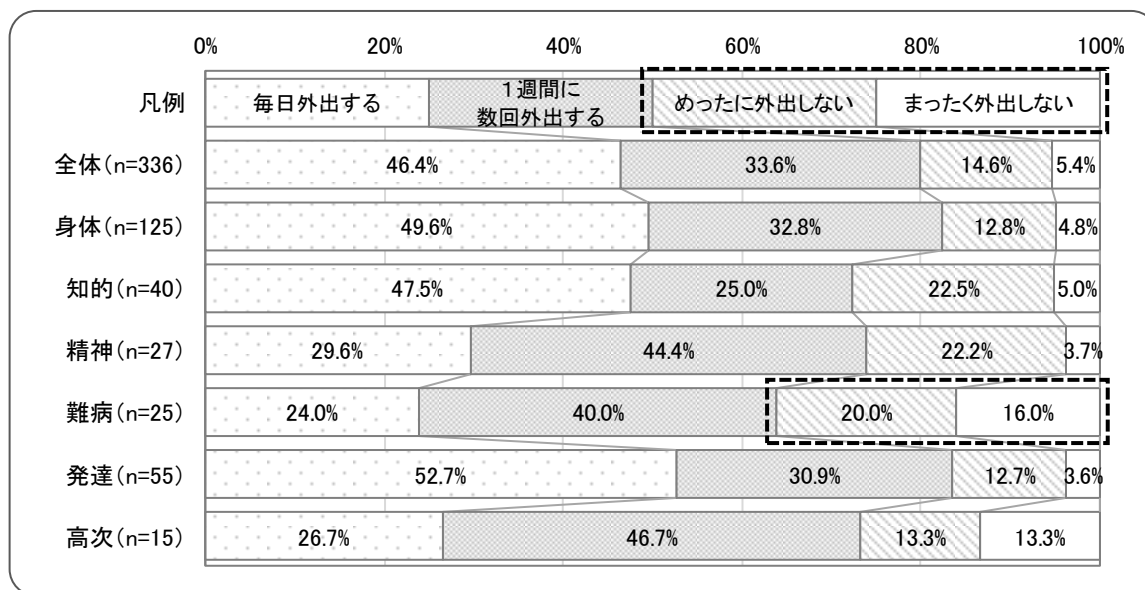


※複数回答

(4) 外出について

① 外出の頻度

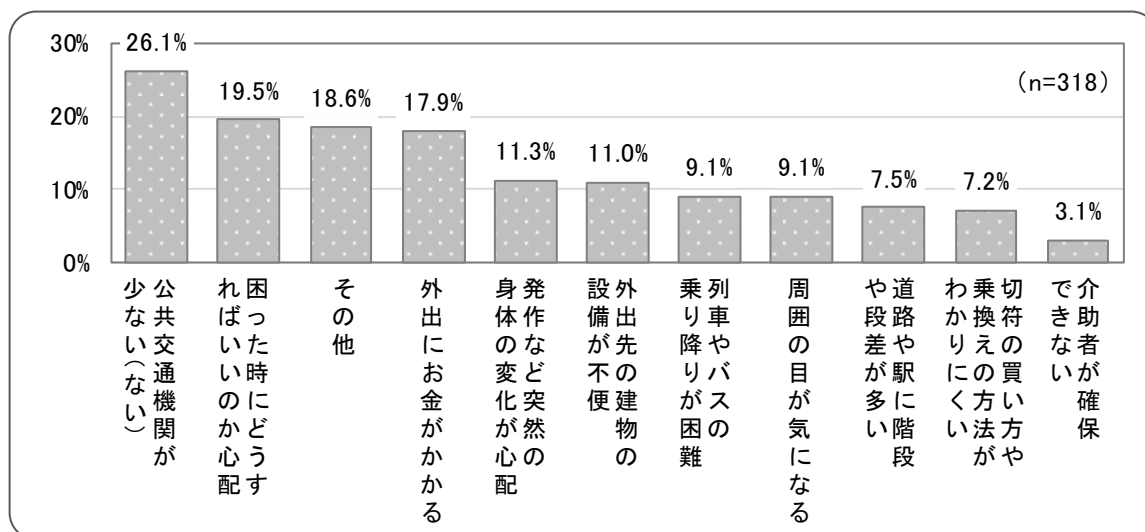
1週間の外出頻度についてみると、全体では「毎日外出する」とする割合が46.4%で最も高くなっています。「めったに外出しない」と「まったく外出しない」の割合を合計したものを障害種別にみると、難病が36.0%で最も高くなっています。



※単数回答

② 外出時の困りごと

外出時の困りごとについてみると、「公共交通機関が少ない(ない)」とする割合が26.1%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が19.5%、「その他」が18.6%となっています。



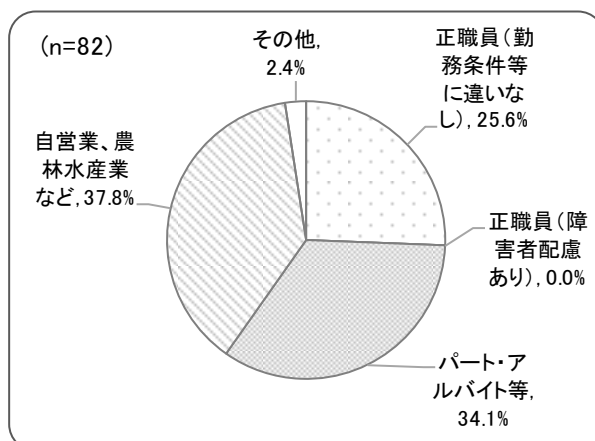
※複数回答

(5) 就労について

① 就労の状況

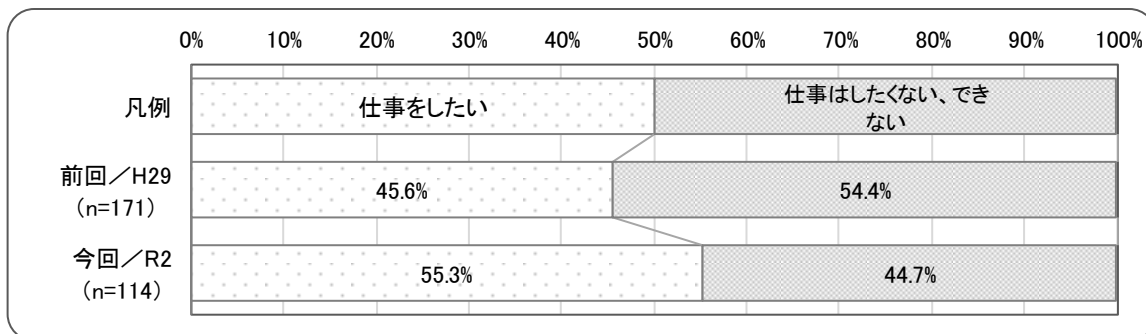
就労の状況をみると、「自営業、農林水産業等」とする割合が37.8%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が34.1%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が25.6%となっています。

※単数回答



② 今後の就労希望

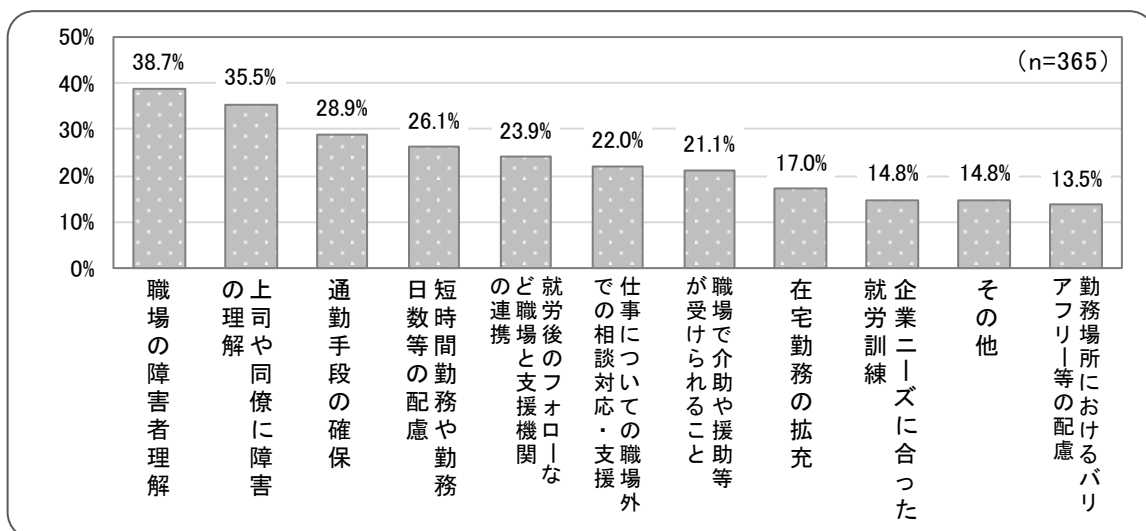
今後の就労希望についてみると、「仕事をしたい」とする割合が55.3%となっており、前回調査（平成29年度）と比較して9.7ポイント上昇しています。



※単数回答

③ 障害者の就労支援として必要なこと

障害者の就労支援については、「職場の障害者理解」とする割合が38.7%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解」が35.5%、「通勤手段の確保」が28.9%となっています。

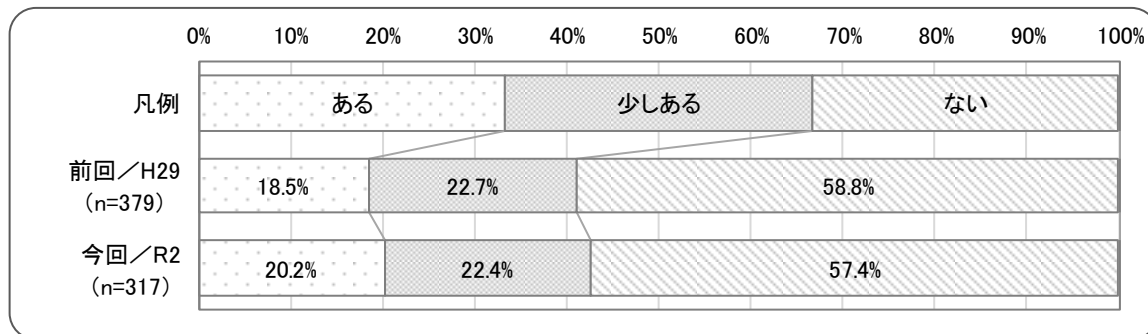


※複数回答

(6) 権利擁護について

① 差別や嫌な思いをした経験

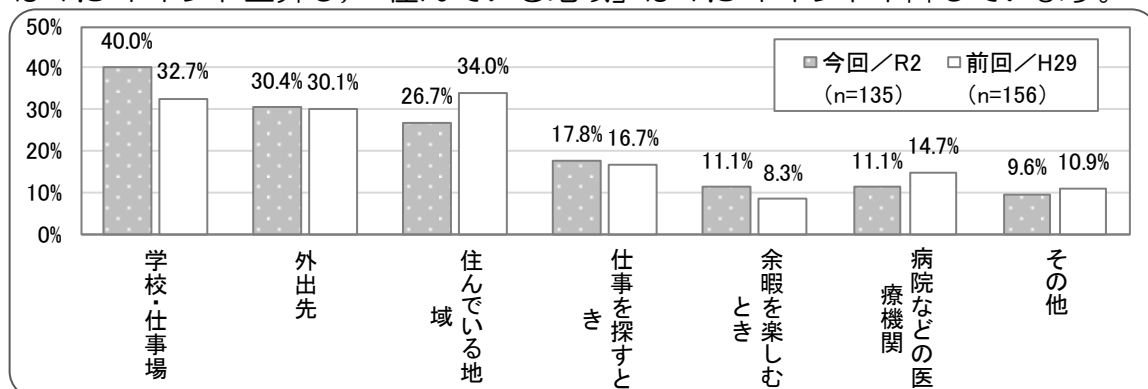
差別や嫌な思いをした経験についてみると、「ない」とする割合が57.4%となっています。「ある」及び「少しある」とする割合は、前回調査（平成29年度）と比較して1.4ポイント上昇しています。



※単数回答

② 差別や嫌な思いをした場所

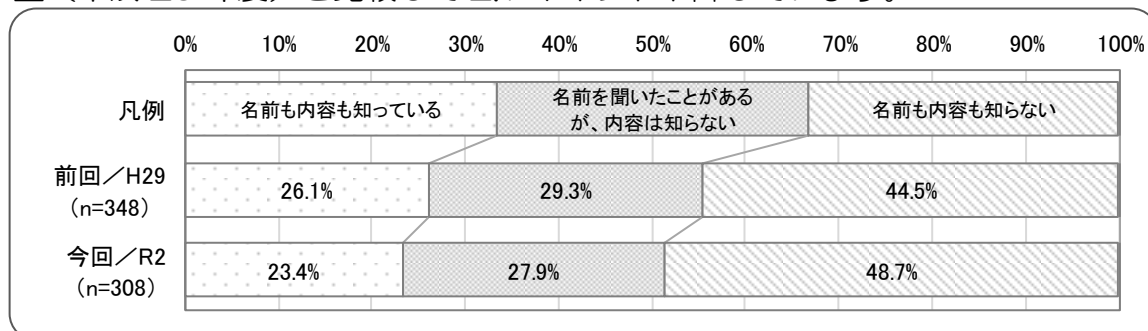
差別や嫌な思いをした場所についてみると、「学校・仕事場」とする割合が40.0%となっています。前回調査（平成29年度）と比較すると、「学校・職場」は7.3ポイント上昇し、「住んでいる地域」は7.3ポイント下降しています。



※複数回答

③ 成年後見制度の認知状況

成年後見制度の認知状況についてみると、「名前も内容も知らない」とする割合が48.7%となっています。「名前も内容も知っている」とする割合は、前回調査（平成29年度）と比較して2.7ポイント下降しています。

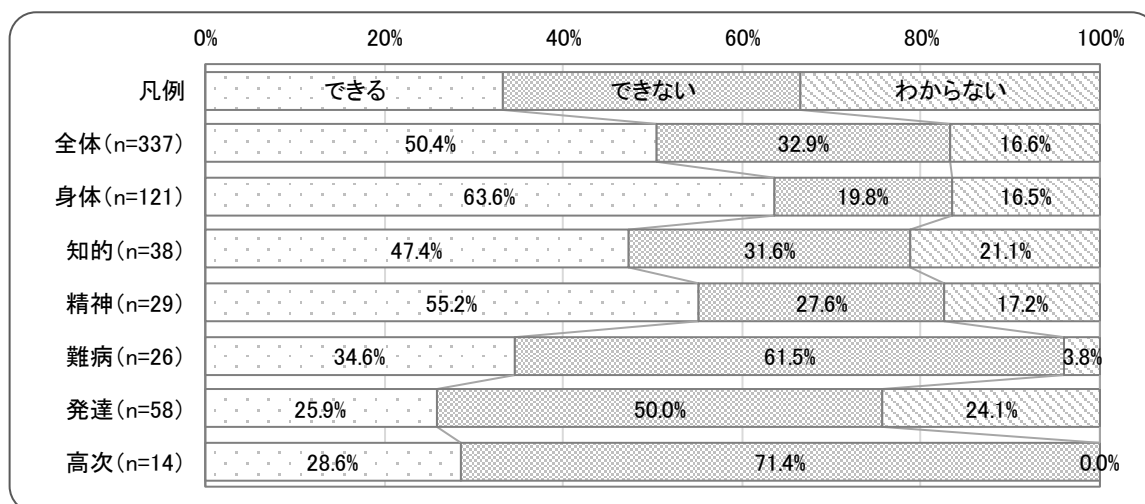


※単数回答

(7) 災害時について

① 災害発生時に一人で避難できるか

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについてみると、全体では「できる」とする割合が 50.4%で最も高くなっています。反対に「できない」とする割合を障害種別にみると、高次脳機能障害が 71.4%で最も高く、次いで難病が 61.5%、発達障害が 50.0%となっています。

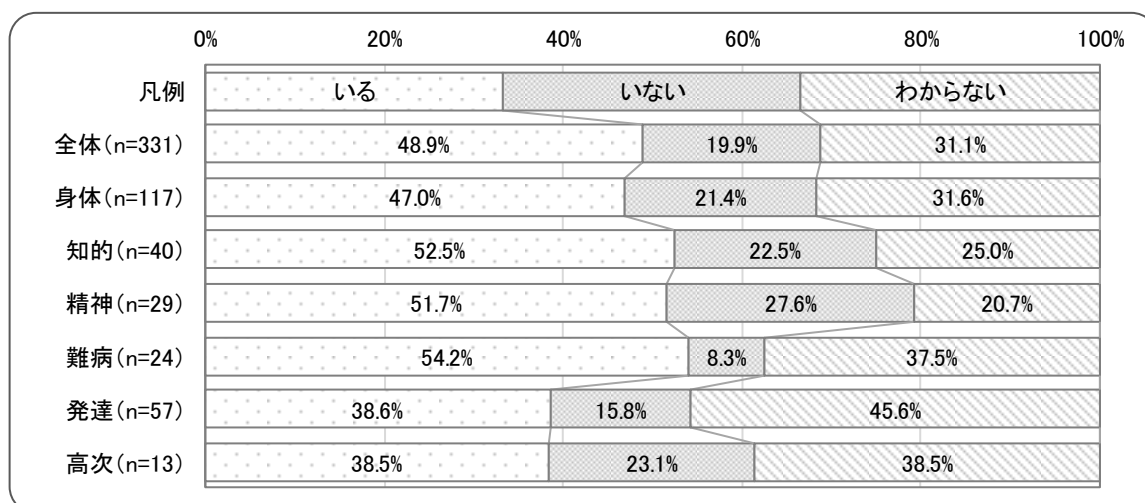


※単数回答

② 家族が不在の場合や一人暮らしの場合の近所の支援者

家族が不在の場合や一人暮らしの場合の近所の支援者についてみると、全体では「いる」とする割合が 48.9%で最も高くなっています。

また、「いない」とする割合を障害種別にみると、精神障害が 27.6%で最も高く、次いで高次脳機能障害が 23.1%、知的障害が 22.5%となっています。

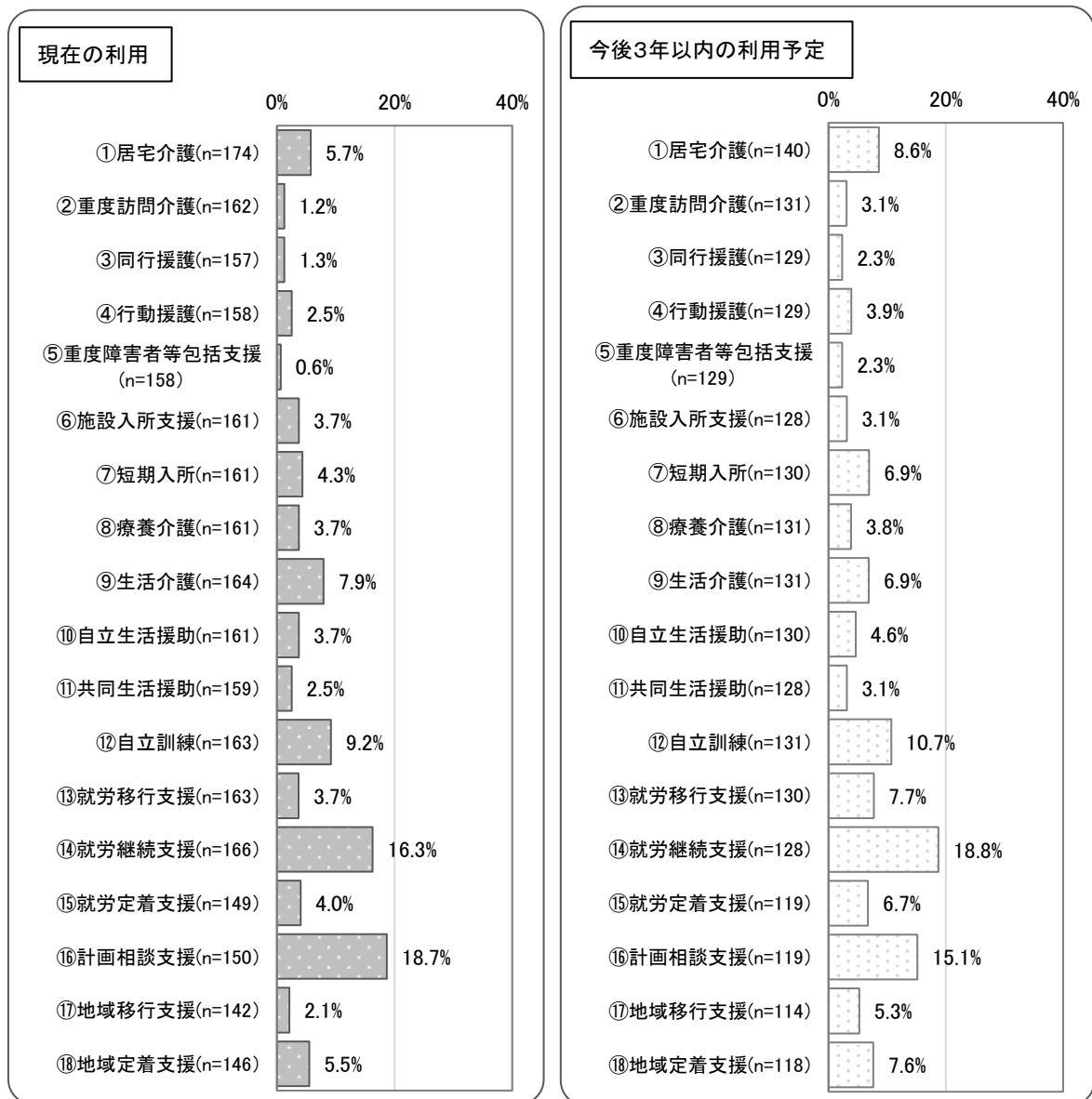


※単数回答

(8) 障害福祉サービス等の利用状況・利用予定について

① 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用状況をみると、「計画相談支援」とする割合が18.7%で最も高く、次いで「就労継続支援」が16.3%となっています。また今後3年以内の利用予定については、「就労継続支援」が18.8%で最も高くなっています。

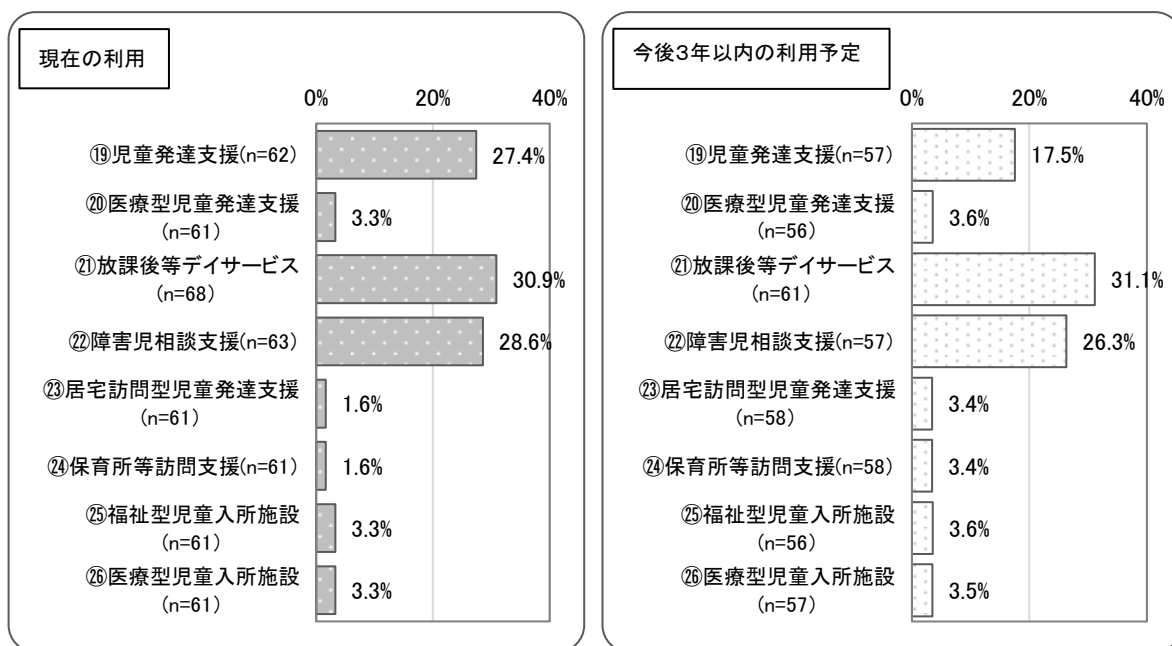


※単数回答

② 障害児福祉サービス

障害児福祉サービスの利用状況は、「放課後等デイサービス」とする割合が30.9%で最も高く、次いで「障害児相談支援」が28.6%、「児童発達支援」が27.4%となっています。

また今後3年以内の利用予定についても、「放課後等デイサービス」とする割合が31.1%で最も高く、次いで「障害児相談支援」が26.3%、「児童発達支援」が17.5%となっています。



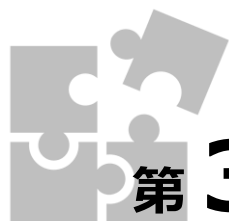
※単数回答



第 3 章 成果目標等の設定

第3章 成果目標の設定

※このページは白紙です



第3章 目標の設定



1 成果目標の設定

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に定めるべき障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標については、国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として次のとおり設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	① 施設入所者の地域生活への移行
	● 令和5年度末における地域生活への移行者数について、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とする。 ● 令和2年度末において、第5期計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上とする。
	② 施設入所者の削減
	● 令和5年度末の施設入所者について、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

項 目	数 値	考え方
年度末時点入所者数(令和元年度) ㉠	29 人	-
年度末時点入所者数(令和5年度) ㉢	28 人	-
目標 地域生活移行者数	2 人 (6.9%)	㉠のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の数(6.0%以上)
目標 削減見込(㉠-㉢)	1 人 (3.4%)	㉠時点から令和5年度末における施設入所者の削減数(1.6%以上)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（鹿児島県）

国の指針	① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
	● 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
	② 精神病床における1年以上長期入院患者数
	● 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以内長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数について、基本的指針に掲げる式により算出した数を目値として設定する。
	③ 精神病床における早期退院率
	● 入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

(参考)都道府県における成果目標

項 目	数 値	考え方
目標 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316 日	(2)の評価指標は、都道府県単位で成果目標を設定されるものとされています。
目標 精神病床における1年以上長期入院患者数	県確認中	
目標 精神病床における早期退院率	県確認中	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
	● 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

項 目			数 値	考え方
目標	地域生活支援拠点等の設置箇所数		1 か所	圏域(2市1町)に1か所。
目標 運用状況の検証及び検討	令和3年度	検証・検討を行う市町村数	3 市町	
		検証・検討の回数	3 回	
	令和4年度	検証・検討を行う市町村数	3 市町	
		検証・検討の回数	3 回	
	令和5年度	検証・検討を行う市町村数	3 市町	
		検証・検討の回数	3 回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数
 - 令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数
 - 令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加
 - A型事業については、令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。
- ④ 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合
 - 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ⑤ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合
 - 就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。

項 目	数 値	考え方
一般就労移行者数(令和元年度) ㉠	0 人	
就労移行支援事業(令和元年度) ㉢	0 人	
就労継続支援A型事業(令和元年度) ㉣	0 人	
就労継続支援 B 型事業(令和元年度) ㉤	0 人	
目標 ①一般就労移行者数(令和5年度)	1 人	㉠から1.27倍以上とする
目標 ②就労移行支援事業(令和5年度)	1 人	㉢から1.30倍以上とする
目標 ③就労継続支援A型事業(令和5年度)	1 人	㉣から1.26倍以上とする
目標 ③就労継続支援 B 型事業(令和5年度)	1 人	㉤から1.23倍以上とする
目標 ④就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	70%	一般就労に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用
目標 ⑤就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	※ 70%	就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

※令和2年度末時点で町内に対象事業所はありませんが、国の基本指針を踏まえて割合を設定します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、各市町村は又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

項 目	数 値	考え方
目標 児童発達支援センターの設置	1(整備済)	圏域(2市1町)で設定。
目標 保育所等訪問支援を実施する主体数	1(整備済)	
目標 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1(整備済)	
目標 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1(整備済)	
目標 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1(整備済)	
目標 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	相談支援体制の充実・強化等 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。		
	項 目	数 値	考え方
目標 相談支援体制の充実・強化等 (総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保)		1	圏域(2市1町)で設定。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 令和5年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。		
	項 目	数 値	考え方
目標 県の実施する研修への市町村職員の参加		参加	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加
目標 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用		有り	審査結果をもとにエラーを確認し事業所等へ連絡修正等を行う

2 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における指定障害福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
居宅介護	時間 *1	150	160	170	167	155	140
	人 *2	17	18	19	20	19	18
重度訪問介護	時間				0	0	0
	人				0	0	0
同行援護	時間				18	15	10
	人				1	1	1
行動援護	時間				1	1	1
	人				1	1	1
重度障害者等包括支援	時間				0	0	0
	人				0	0	0

*1 月間のサービス提供時間 *2 月間の利用人数

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
生活介護	人日 *1	1,000	1,000	1,000	1,018	1,006	1,029
	人 *2	50	50	50	55	54	55
自立訓練(機能訓練)	人日	40	40	40	0	0	0
	人	2	2	2	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日	80	100	120	32	26	4
	人	4	5	6	4	4	1
就労移行支援	人日	60	80	100	1	10	31
	人	3	4	5	1	2	2
就労継続支援(A型)	人日	160	180	200	149	184	258
	人	8	9	10	8	11	12
就労継続支援(B型)	人日	950	950	950	827	836	761
	人	50	50	50	56	54	48
就労定着支援	人	1	1	1	0	0	0
療養介護	人	7	7	7	6	5	5
短期入所(福祉型)	人日	15	15	15	25	28	30
	人	3	3	3	10	9	6
短期入所(医療型)	人日	5	10	10	0	0	0
	人	1	2	2	0	0	0

*1 人日=(月間の利用者数)×(1人1月当たりの平均利用日数) *2 月間の利用人数

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
自立生活援助	人 *1	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	人	20	21	21	22	24	25
施設入所支援	人	32	31	30	34	31	30

*1 月間の利用人数

※実績値の令和2年度は、令和2年12月末時点の数値です。

(4) 相談支援

サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
計画相談支援	人 *1	130	135	140	130	129	128
地域移行支援	人	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

*1 月間の利用人数

(5) 障害児通所支援

サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
児童発達支援	人日 *1	200	260	324	172	155	168
	人 *2	25	26	27	21	23	27
放課後等デイサービス	人日	72	76	80	172	215	258
	人	18	19	20	23	25	32
保育所等訪問支援	人日	4	4	4	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	8	8	8	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	4	4	4	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0

*1 人日=(月間の利用者数)×(1人1月当たりの平均利用日数) *2 月間の利用人数

(6) 障害児相談支援

サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
障害児相談支援	人 *1	40	42	44	44	46	59

*1 月間の利用人数

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

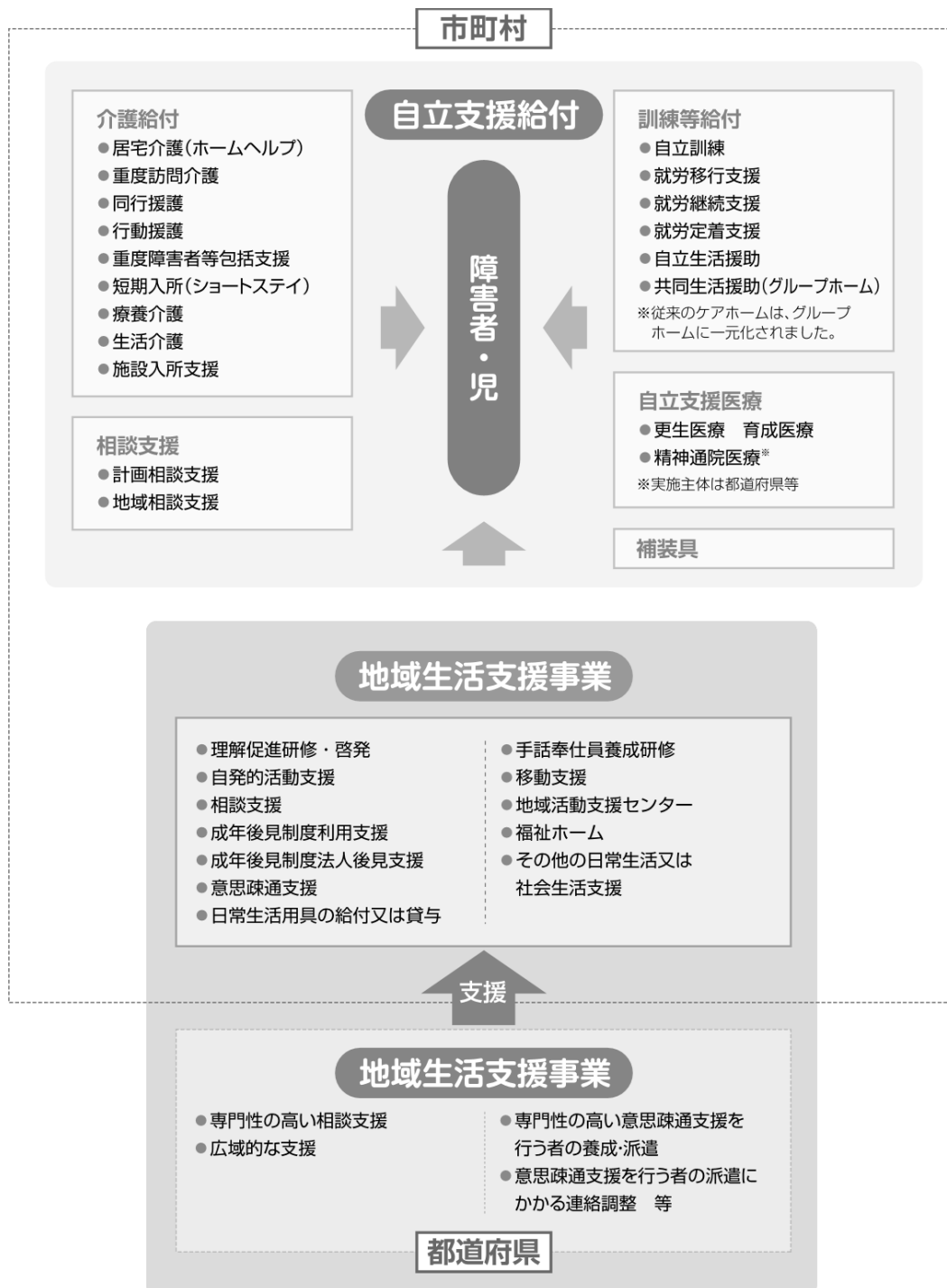
サービス名	単位	見込量			実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
コーディネーターの配置人数	人	0	1	1	0	0	0

※実績値の令和2年度は、令和2年12月末時点の数値です。

3 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における各サービス等の見込量（活動指標）

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第5期計画等における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

図表：障害者総合支援法による総合的な支援（サービスの体系）



※表中の㊦は障害者、㊧は障害児、それぞれが利用できるサービスです。

(1) 訪問系サービス

サービス種別	概 要
居宅介護(ホームヘルプ) ㊦㊧	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護 ㊦	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。平成30年(2018)4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護 ㊦㊧	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 ㊦㊧	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 ㊦㊧	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	160 時間*1	168 時間	176 時間
	20 人*2	21 人	22 人

*1 月間のサービス利用時間 *2 月間の利用人数

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	概 要
生活介護 ㊦	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練) ㊦	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援 ㊦	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型) ㊦	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援 ㊦	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護 ㊦	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型) ㊦㊧	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
生活介護	1,064 人日分*1	1,083 人日分	1,102 人日分
	56 人*2	57 人	58 人
自立訓練(機能訓練)	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練(生活訓練)	30 人日分	45 人日分	60 人日分
	2 人	3 人	4 人

*1 人日=(月間の利用人数)×(1人1月あたりの平均利用日数) *2 月間の利用人数

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
就労移行支援	60 人日分*1	80 人日分	100 人日分
	3 人*2	4 人	5 人
就労継続支援 A 型	286 人日分	308 人日分	330 人日分
	13 人	14 人	15 人
就労継続支援 B 型	950 人日分	950 人日分	950 人日分
	50 人	50 人	50 人
就労定着支援	1 人	1 人	1 人
療養介護	5 人	5 人	5 人
短期入所（福祉型）	30 人日分	35 人日分	40 人日分
	6 人	7 人	8 人
短期入所（医療型）	7 人日分	7 人日分	7 人日分
	1 人	1 人	1 人

*1 人日=(月間の利用人数)×(1人1月あたりの平均利用日数) *2 月間の利用人数

(3) 居住系サービス

サービス種別	概 要
自立生活援助 ㉔	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助(グループホーム) ㉕	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等) ㉖	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等 ㉗㉘	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
自立生活援助	1 人*1	1 人	1 人
共同生活援助	25 人	26 人	27 人
施設入所支援	30 人	29 人	28 人
地域生活支援拠点等	0 か所	0 か所	1 か所
	0 回	0 回	3 回

*1 月間の利用人数

※表中の㊦は障害者、㊧は障害児、それぞれが利用できるサービスです。

(4) 相談支援

サービス種別	概 要
計画相談支援 ㊦㊧	● サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ● 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援 ㊦	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援 ㊦	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
計画相談支援	135人 ^{*1}	140人	145人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

*1 月間の利用人数

(5) 障害児通所支援

サービス種別	概 要
児童発達支援 ㊧	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。
医療型児童発達支援 ㊧	①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
放課後等デイサービス ㊧	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援 ㊧	保育所等 [※] を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018（平成30）年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 [※] 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等
居宅訪問型児童発達支援 ㊧	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

※表中の㊦は障害者、㊧は障害児、それぞれが利用できるサービスです。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
児童発達支援	240 人日分 ^{*1}	280 人日分	315 人日分
	30 人 ^{*2}	35 人	35 人
医療型児童発達支援	8 人日分	8 人日分	8 人日分
	1 人	1 人	1 人
放課後等デイサービス	450 人日分	480 人日分	510 人日分
	32 人	32 人	34 人
保育所等訪問支援	4 人日分	4 人日分	4 人日分
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	4 人日分	4 人日分	4 人日分
	1 人	1 人	1 人

*1 人日=(月間の利用人数)×(1人1月あたりの平均利用日数) *2 月間の利用人数

(6) 障害児相談支援

サービス種別	概 要		
障害児相談支援 ㊦	● 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ● 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。		
サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
障害児相談支援	63 人 ^{*1}	70 人	72 人

*1 月間の利用人数

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
コーディネーターの配置人数 ㊧	1 人	1 人	1 人

(8) 発達障害者に対する支援

発達障害者への支援を充実させるため、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講を促し、ペアレントメンターを育成します。また、ピアサポート活動を支援していくことで参加を促進していきます。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ㊦	0 人	1 人	2 人
ペアレントメンターの人数 ㊦	0 人	0 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数 ㊦	0 人	6 人	6 人

(9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議を推進します。

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6 回	6 回	6 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	3 人	3 人	3 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

(10) 相談支援体制の充実・強化のための取組

サービス種別		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
総合的・専門的な相談支援		令和5年度(2023)までに設置		
強化 地域の 相談支援 体制の	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件	3 件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	0 件	10 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回	6 回

(11) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

サービス種別	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(年間参加回数)	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施

(12) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

相談支援事業は、障害者及び障害児に対応した一般的な相談支援を行うものです。相談者が相談しやすいよう窓口の体制を充実し、地域へ出向く相談体制の構築に取り組みます。

地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となるため、今後も事業の充実に向けて検討を重ねていきます。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害者相談支援事業(か所)	1	1	1	1
相談件数(延べ)	700	700	700	700
基幹相談支援センター等機能 強化事業※(実施の有無)	有	有	有	有

※ 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業 (人/年※)	0	1	1	1

※ 実利用見込み者数

③ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者設置事業 (人/年)	0	0	0	1
手話通訳者派遣事業 (派遣件数/年)	5	20	20	20
要約筆記者派遣事業 (派遣件数/年)	0	1	1	1

④ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日常生活用具給付等事業 (件/年)	350	400	400	400

日常生活用具給付等事業	給付等の対象となる主な日常生活用具等
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフト・特殊尿器 など
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・T字状・棒状のつえ・電磁調理器・自動消火器 など
在宅療養等支援用具	透析液加温器・吸入器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計 など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字タイプライター・点字図書・盲人用時計 など
排泄管理支援用具	ストマ装具・紙おむつ・収尿器 など
住宅改修費	手すりの取り付け、段差の解消などの改修費と、これに付帯して必要な住宅の改修費

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業 (人/年※)	5	5	10	10

※ 実養成講習修了見込者数

⑥ 移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うものです。

一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

⑦ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センターでは、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の３種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

サービス種別		実績見込値	見込値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援 センターⅡ型	(事業所数)	1	1	1	1
	(人/年)	400	400	400	400

地域活動支援センター	概 要
地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

⑧ 訪問入浴サービス

地域における身体に障害がある方の生活を支援するため、看護師、または准看護師もしくは介護職員が、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。

サービス種別		実績見込値	見込値		
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス (実利用者数)		0	1	2	3

⑨ 日中一時支援

日中において障害のある方等を介護、監護する方がいない場合に活動の場を確保、提供し、一時的に見守り等の支援を行います。レスパイトケアとしての役割も担うことを目的とした事業です。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日中一時支援事業 (述べ利用者数)	120	120	120	120

⑩ 身体障害者自動車改造費助成事業

障害のある方等の自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

サービス種別	実績見込値	見込値		
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害者自動車改造費助成事業(実利用者数)	0	1	1	1

⑪ 成年後見制度普及啓発

成年後見制度の利用を促進するために普及啓発を行い、障害のある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

※このページは白紙です



第 4 章 計画の推進にあたって

第4章 計画の推進にあたって

※このページは白紙です



第4章 計画の推進にあたって



1 計画の周知

本計画を広く住民に周知し、障害や障害者への正しい理解を普及しながら、「ともに生き、ともに支えあう やさしさのまち」に向け、障害者の豊かな地域生活の実現に努めていきます。



2 計画の推進体制の確立

本計画の推進体制においては、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等で構成した自立支援協議会を中心に相互に連携しながら、障害者のライフステージに応じた支援を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。



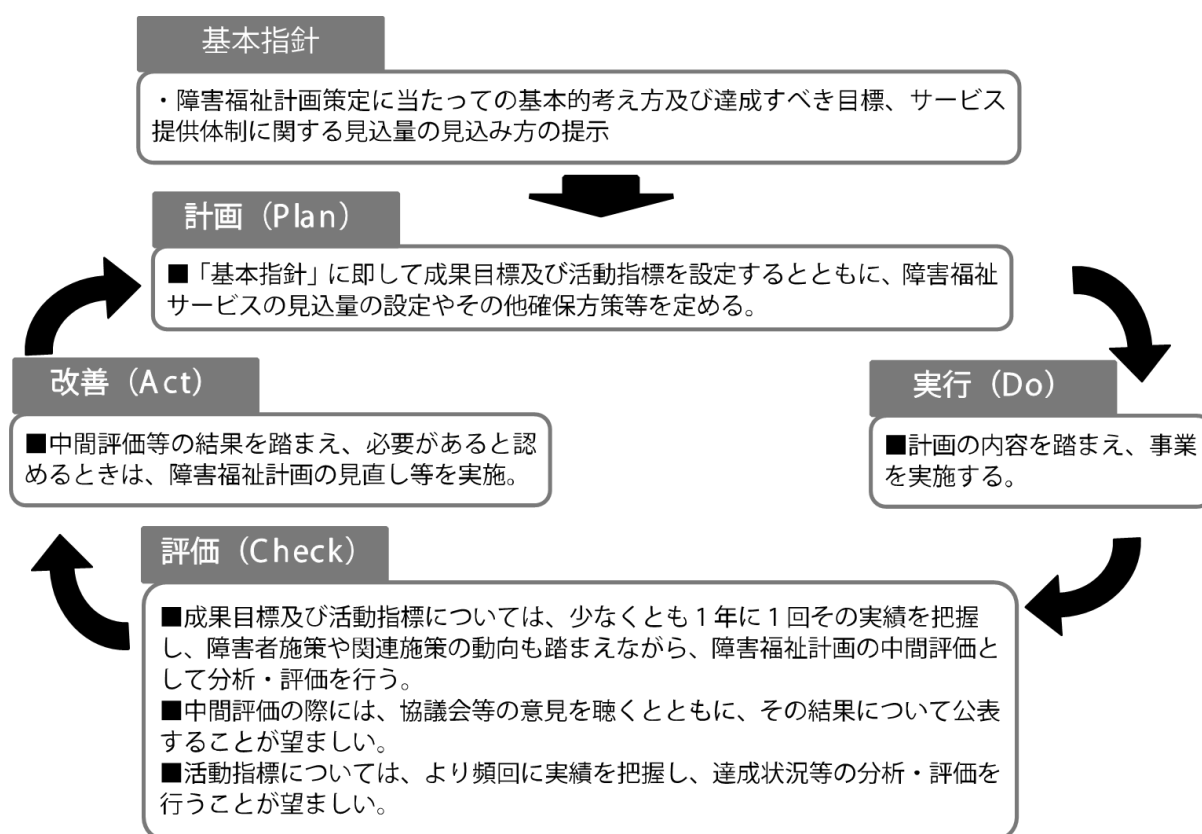
3 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障害福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

4 計画の評価・検討

本計画の評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。





資料編

資料編

※このページは白紙です

長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条の規定に基づき、障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定するにあたり、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長島町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、計画の案を作成し、町長に報告する。

- (1) 計画の基本方針
- (2) 計画案の作成
- (3) 計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表
- (3) 障害者及び障害者の親族等の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が修了するまでの期間とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

令和 2 年度長島町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 2 年度長島町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図ることを目的にする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所(A 型・B 型)

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)

オ 地域活動支援センター

(2)障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3)障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所(※)

(※)重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1)物品

ア 事務用品・書籍(事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など)

イ 食料品・飲料(パン、弁当、加工食品、飲料、野菜など)

ウ 小物雑貨(組紐製品、布製品、木工、陶器、織物等)

エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2)役務

ア 印刷(ポスター、チラシ、報告書、名刺、封筒など)

イ クリーニング

ウ 清掃・施設管理(清掃, 除草作業, 施設管理など)

エ 情報処理・テープ起こし(プログラミング, データ入力, テープ起こしなど)

オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定したときは、町ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

7 調達目標

令和 2 年度の障害者就労施設等からの物品の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額 3,450,000 円以上

8 調達担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内の周知等に関する調整事務は、企画財政課財政係及び福祉事務所社会福祉係が行う。

9 進行管理

調整担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

用語解説

英文字・数字

NPO

[non-profit organization] 非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。一定の要件を満たす団体は、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得できる。

PDCAサイクル

業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったもの。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

あ行

医療的ケア児

日常生活を送るために、痰(たん)の吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

か行

基幹相談支援センター

地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関として設置されているもの。障害を持った方やその家族のための総合相談窓口として、社会にとけこみ自立した生活を送れるよう必要な援助や情報提供を行なう。

権利擁護

障害や認知症などによって、物事を判断できなくなった障害者や高齢者の権利を守り、その方が安心して自分らしく生活が送れるよう支援すること。

さ行

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導や自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和45年（1970）制定の心身障害者対策基本法を改正して平成5年（1993）成立。平成16年（2004）大幅改正。障害者に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。

障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業など

の支援を総合的に行うことを定めた法律。
平成 17 年（2005）、障害者自立支援法として制定。平成 24（2012）年に改正・改題。

障害者の権利に関する条約

すべての障害者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。締約国に対し、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供の確保などを求めている。2006 年の国連総会で採択。2008 年発効。日本は平成 26 年（2014）に批准。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。長島町は、阿久根市、出水市とともに、出水地区障がい者自立支援協議会を設置している。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。判断能力に障害を有していても、自己決定能力がないと見なすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら、財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させる、というノーマライゼーションの思想が背景にある。

た 行

地域共生社会

子どもや高齢者、障害者などすべての人々

が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことをいう。

地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の支援体制づくり）を備えた地域における生活支援の拠点となるもの。

地域包括ケアシステム

医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする態勢。国は自治体に、団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7（2025）年を目処に整備を促している。医療や介護施設の不足も背景にある。

は 行

ピアサポート

同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。ピア（仲間、peer）という用語のとおり、仲間同士が相互に体験や感情を共有し支援しあう精神的支援活動を主体とするものであり、それによって問題解決の方策をみつけたそうとする。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざ

す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組むもの。

ペアレントメンター

「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック等作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をする。

法定雇用率

障害者雇用促進法が企業や行政などに達成を義務づけている、従業員のうち障害者を雇うべき割合。日本の働き手全体の人数に占める、働く意欲がある障害者の割合から計算される。

ライフステージ

人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。

レスパイトケア

介護の必要な高齢者や障害者のいる家族へのさまざまな支援。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、多くデイサービスやショートステイなどのサービスを指す。レスパイトとは「小休止」の意味。

